平成２３年１２月９日

株式会社ユニマットホールディング
シ エ ス パ 事 故 対 策 室

温泉施設「シエスパ」事故における告発状の提出について

株式会社ユニマットホールディング（本社：東京都港区、代表取締役　髙橋洋二、以下「ユニマット」）は、平成 19 年 6 月 19 日、渋谷温泉施設「シエスパ」にて発生し、３名の方が亡くなり、多数の方が負傷した爆発事故（以下 本件事故）について、本日、東京地方検察庁に対し、温泉施設「シエスパ」の大成建設株式会社又は大成設備株式会社の建設工事の設計又は施工責任者の刑事責任（業務上過失致死傷罪）を追及するため、告発状を提出いたしました。

また、被害者のご遺族の方々（3 名）及び被害者の方（1 名）におかれましても、同日付けにて同事由による告訴状を提出されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 告発に至った経緯及び理由

(1) 平成 19 年 6 月 19 日、東京都渋谷区所在の温泉施設「シエスパ」にて発生した本件事故に関しては、シエスパの衛生・空調設備設計責任者で大成建設株式会社に所属する設計士とシエスパの施設管理責任者として、当時のユニマット不動産（現・ユニマットホールディング）の取締役が公判請求されましたが、本件事故から 4 年半もの歳月が経過しているにもかかわらず、未だに公判前整理手続の段階にあり、第１回公判も開かれておりません。

(2) 本件事故においては、大成建設側の過失としては、温泉ガスのガス抜き配管のメンテナンス（溜まった結露水を水抜きバルブから排水すること）の必要性をユニマット不動産に対して説明しなかった点のみが問題とされています。
しかしながら、本件事故の現場であるシエスパＢ棟機械室内の給排気設備等については、契約図面上設置される予定であった強制給気設備が施工されていない上、改造が禁止された排気ファンに不正改造がなされるなどの欠陥工事（以下「本件欠陥工事」）が行われており、ユニマットとしては、このような本件欠陥工事が本件事故の大きな原因の一つを構成していると考えております。
ユニマットは、かかる本件欠陥工事に関与した被告発人を特定し、その処罰を求めることが、本件事故の真相解明にとって必要不可欠であると考え、今回の告発に及んだものです。

(3) ユニマットは、本件事故の捜査段階より、本件事故の原因究明のための捜査に対する協力を積極的に行いつつ、本件欠陥工事のうち、強制給気設備の問題を捜査当局に指摘し続けてきましたが、公訴事実においてこれは問題とされませんでした。

更に、公判段階になり、本件欠陥工事のうち、排気ファンの不正改造の問題が明らかになったことから、これについても捜査当局に指摘しましたが、未だ捜査は開始されておりません。

一方で、本年 5 月、本件事故の警視庁捜査一課における捜査責任者であった白鳥陽一警部が美容外科「品川美容外科」に対し、捜査資料を漏洩していた容疑（地方公務員法違反）で逮捕されたことは、本件事故の捜査の信頼性に疑念を抱かせる事情でした。

更に、ユニマットが従前より指摘し続けた本件欠陥工事の本件事故に対する影響についての実験等は行われなかったにもかかわらず、本年 7 月から 8 月にかけて、捜査当局は、大成建設側からの要望を受け容れ、既に証拠となっていた現場からのガス湧出量の測定結果を検証するための大規模な再実験をシエスパにて実施しました。

ユニマットは、このような経緯に照らし、本件事故の捜査そのものに対する不信感、更に、著しく公平を欠く事件処理についての疑念を抱かざるを得ず、大変遺憾ながら、本件告発により、適正な捜査が行われ、本件事故の真相が解明されることを強く要望するものです。

(4) 本件事故は、発生から既に 4 年 6 ヶ月が経過しています。

その間ユニマットは、ご遺族や被害に遭われた方々への対応を最優先に全力で取り組んで参りました。

一方で、本件事故の被害者のご遺族の方々やその他の被害者の方々は、事故後、謝罪はおろか、面会に来たことさえも一切ない大成建設に対し、一向に本件事故の真相の解明が進んでいないことと併せて強い憤りを覚えられております。

今般、ご遺族の方々と一部の被害者の方におかれましても、本件事故の早期の原因究明と、それに基づく大成建設側のすべての刑事責任を当局に追及していただくべく、本件欠陥工事に関する告訴状を東京地方検察庁に対し、同時に提出されましたので、併せてご報告いたします。

2. 告発の概要

(1) 当事者

告 発 人

株式会社ユニマットホールディング

代表者代表取締役 髙 橋 洋 二

告発代理人

ＴＭＩ総合法律事務所 弁護士 中田 俊明

同 弁護士 相澤 恵美

被告発人甲

氏 名 不詳（大成建設株式会社又は大成設備株式会社において、機械室内の給気設備の施工の責任者）

被告発人乙

氏 名 不詳（大成建設株式会社又は大成設備株式会社において、温泉井戸ガス抜き配管を排気ファンに直接接続する工事の設計・施工の責任者）

(2) 主な告発内容

平成 19 年 6 月 19 日にシエスパにおいて、温泉水に溶存するメタンガスが、シエスパＢ棟（温泉汲み上げ設備等が設置されていた。）の地下機械室内に漏出、滞留し、これに引火した結果発生した爆発事故に関し、シエスパの建設工事の設計又は施工担当者の本件欠陥工事に関する刑事責任（業務上過失致死傷罪）を告発するものである。本件欠陥工事の概要は以下のとおり。

①強制給気設備の設置懈怠

・大成建設は、契約図面に従い強制給気設備を設置すべき義務を怠った。
・地下１階という閉鎖性の高い機械室であるにもかかわらず、排気ファンしか設置されていなかった。
・これらにより、機械室内の換気能力が極めて弱体化し、メタンガスが滞留する原因の一つとなった。

②改造が禁止されている排気ファンへの不正工事

・取扱説明書により改造が禁止されている排気ファンへ、温泉井戸から発生するメタンガスを排出するためのガス抜き配管を直接接続する不正な改造を行った。

・これが、後に排気ファンが停止する原因となった。

3. 今後の見通し

本告発の進捗に応じ、必要な事項についてお知らせいたします。

ユニマットは、公正な捜査のもと、本件事故の真相が早期に解明されることに協力してまいります。

以上

本件に対する問合せ先
株式会社ユニマットホールディング　シエスパ事故対策室
東京都港区南青山 2-12-14　ユニマット青山ビル 8 階
電　話：03-5770-2024　　Fax：03-2770-2003
　　03-5770-2010
ユニマットグループ URL　http://www.unimat.co.jp/

告発代理人

ＴＭＩ総合法律事務所
東京都港区六本木 6-10-1　六本木ヒルズ森タワー23 階
電　話：03-6438-5511
弁護士　中田 俊明
　同　　相澤 恵美